

5 労働保険・社会保険

1 労働保険

雇用保険と労災保険を総称して、労働保険といえます。

林業では、個人経営であって常時5人未満の労働者を使用している事業所以外では、すべて当然に労働保険が適用されます。

(1) 労災保険

① 適用を受ける事業

労災保険は、労働者を使用するすべての事業に適用されます（労災保険法3条）。ただし、農林水産の事業であって、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業は、暫定的に任意適用事業となっていますが、これに該当する場合であっても、林業については、常時労働者を使用するものまたは年間使用延労働者数が300人以上のものは労災保険が当然に適用されます（昭47政令47号、昭50労働省告示35号）。

② 適用を受ける労働者

労災保険の適用を受ける事業に使用されている労働者は、業務災害および通勤災害について原則としてすべて労災保険の給付を受けます。ただし、注意が必要なケースとしては、下の囲みのようなものが考えられます。

③ 特別加入

労災保険は、適用を受ける労働者以外にも、いわゆる一人親方など一定の要件を満たす者については、特別加入する方法があります（労災保険法33条）。

林業関係で特別加入ができる範囲は、以下のとおりです。

イ 中小事業主等

- ロ 一人親方等
- ハ 特定作業従事者
 - a 特定の危険または有害な農作業に従事する自営農業者
 - b 農業用トラクター、チェーンソー等の指定農業機械を使用する自営農業者
 - c 職場適応訓練従事者
 - d 事業主団体等委託訓練従事者
 - e 家内労働者等
 - f 労働組合（常時労働者を使用するものを除く）の常勤役員
 - g 介護作業従事者
- ニ 海外派遣者

(2) 雇用保険

① 適用を受ける事業

雇用保険は、原則として労働者を使用する事業は、すべて当然に適用事業となります（雇用保険法5条）。ただし、農林水産の事業で常時使用する労働者数が5人未満の個人経営の事業については、暫定的に任意適用事業となっています（雇用保険法附則2条、同施行令附則2条）。

② 適用を受ける労働者（被保険者）

適用事業に使用される労働者は、原則として労働者の意思にかかわらず、すべて雇用保険の被保険者となります。ただし、以下の者は適用除外となります（雇用保険法6条）。

イ 65歳に達した日以後に雇用された者（短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者を除く）

- 請負契約の下請負人 → 原則×。ただし、実態として労働関係が認められる場合は、適用される。
- 自営業者 → ×
- 法人の役員 → 業務執行権や賃金の有無によって異なる。
- 同居の親族 → 原則×。ただし、常時同居の親族以外の労働者を使用する事等で、実態に同居の親族との労働関係が認められる場合は、当該同居の親族については適用される。
- パートタイマー・高齢者 → ○

ロ 4か月以内の期間を予定して行われる
季節的業務に雇用される者など

③ パートタイマーの雇用保険の適用

パートタイマーの場合、以下の要件のすべてを満たすときは、当然に雇用保険が適用されます。

イ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

ロ 1年以上引き続き雇用されることが見

込まれること

④ 給付日数

イ 一般の離職者

在職年数に応じて90～150日

ロ 倒産、解雇等による離職者

年齢および在職年数に応じて90～330日

ハ 一定の就職困難者

年齢および在職年数に応じて150～360日

■雇用保険の適用が暫定的に任意の事業



(土地の耕作) や

(伐採) などの事業で 常時5人未満の個人営業の事業

2 社会保険

(1) 健康保険

健康保険は、事業所を単位として適用されます。

健康保険の事業を運営する保険者は、政府および健康保険組合です。

政府の健康保険は、健康保険組合の組合員以外が対象となります。

健康保険組合の健康保険は、加入事業所の労働者を対象に、政府に代わって独自の立場で健康保険の事業を運営するものです。

前記の健康保険は、適用事業所に雇用されている労働者を対象としますが、個人事業者などについては市町村が管掌する国民健康保険に加入することになります。

① 強制適用事業所

林業の場合、法人の事業所、国または地方公共団体の事業所については、従業員数に関係なく強制的に健康保険が適用されます。

② 任意適用事業所

林業を営む個人経営の事業所については、強制的に社会保険が適用されることはありませんが、被保険者となるべき者の2

分の1以上の同意を得て、社会保険事務所長等の認可を受ければ健康保険に任意加入することができます。

この認可を受けた場合は、健康保険への加入を同意しなかった者も被保険者となります。

(2) 年金

■国民年金の概要

国民年金は、原則として20歳以上60歳未満の全国民が加入するもので、被保険者はその加入形態によって以下の3種類に分類されます。

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者および第3号被保険者に該当しない者

② 第2号被保険者

厚生年金などの被用者年金の被保険者、組合員または加入者

③ 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳